

略 歴

- H 3 年 C A D / C A M 研究会として活動開始（有志）
- H 6 年 設備 C A D 研究会として発足（以降 C A D 研）
- H 7 年 日空衛 C A D 委員会傘下の研究会として活動開始
- H 9 年 C A D 技術者マニュアル（第 1 版）配布
- H10年 C A D 研会員が 3 名、日空衛情報化推進委員会に参加
- H11年 上記委員会で情報化ビジョン作成も理事会で却下、有志により C A D 研の H P に掲載（現シス研 H P 参照）
- H12年 設備 C A D 研究会から設備システム研究会（以降シス研）に改名
- H15年 設備システム研会員が 1 名、日空衛 CALS/EC 部会に参加
- H15年 A/E/C SystemJapan にて「建築設備業界における CALS/EC の動向」講演
- H16年 同上にシス研名で「設備業界の情報化動向」講演
- H17年 國島先生よりシス研会員に「公共工事の代金支払い方法等」講演

平成17年 W g 3 活 動 経 緯

H 1 6 年 8 月 シス研の未来に向けたアンケート実施

H 1 6 年 9 月 アンケート結果を受けて意見交換会
を実施

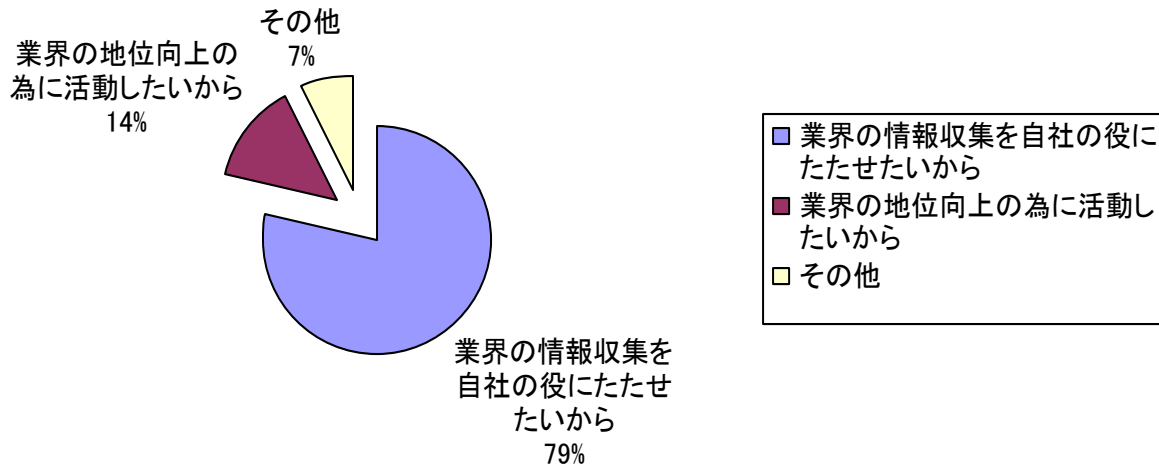
H 1 7 年 7 月 國島教授講演会 & パネルの実施

(シス研ホームページ 第32回議事録参照：現状会員の
み)

H 1 7 年 9 月 暫定版ビジョン作成

H 1 7 ～ ビジョン（案）の Study

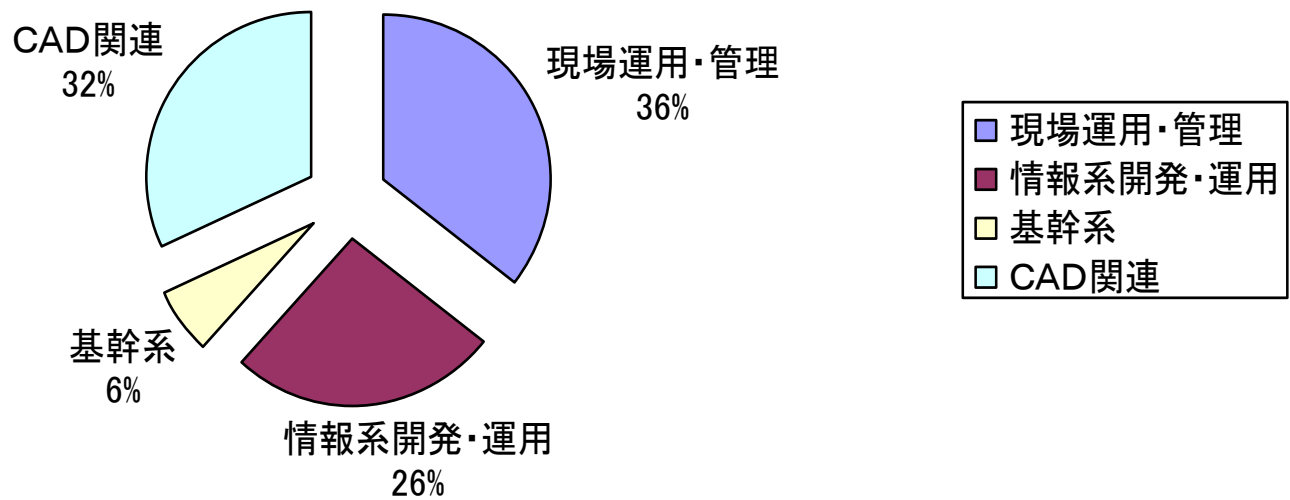
あなたが設備システム研究会に参加する理由はなんですか



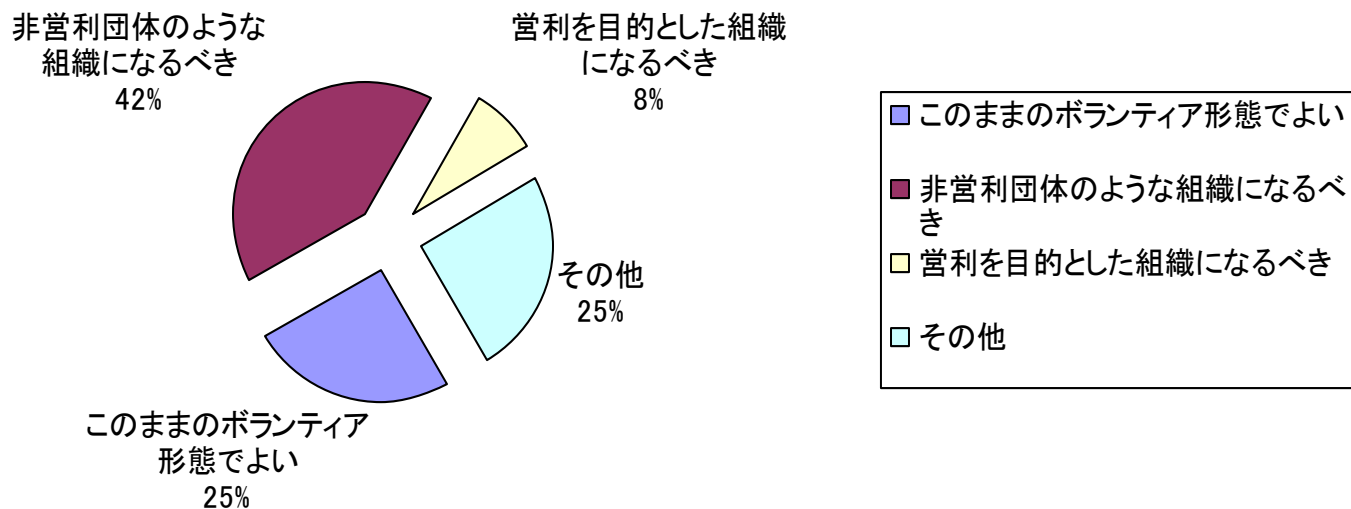
その他の意見

業界の情報収集の価値も認めるが、シス研は会社にとらわれなくて、自身の発想で企画が可能な場所でもあり、「会社への貢献」と「**個人の技術研磨**」の場でもある。「業界の地位向上」等と目的を絞ることなく、個人の意見の集合で標準化への過程の中で、結果がそうなれば、その方が良く、**技術者にとって良いと思われる標準化をめざす**。一社では出来ない研究、協業、訓練、成果物を目的にすれば**結果はおのずとついてくる**と思ひ参加

欲しい情報はなんですか



将来の設備システム研究会の運営形態はどうあるべきとお考えですか



その他の意見

営利は求めないが、建設業界内で発言に影響力があるような団体(知名度・地位の向上)

部分的には営利を考えた方がよいと思う（例えばCADマニュアルの販売利益など）

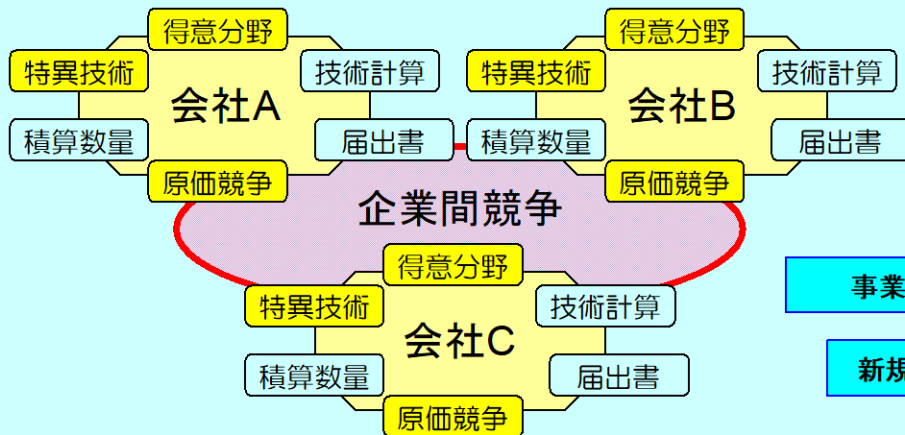
このまま任意団体でいると限界があると思いますが、一方で研究会自体が世の中に認知されてきてJACICの標準化委員会にも参加が可能になりましたが、そのような意味ではこのままでも良いのかと？しかし活動の幅を広げる（利益までは考えなくても、資金運用可能レベルまで）という事に関しては、中間法人やNPOや別組織を考慮すべき。

現状の建築設備業界

現状の企業間競争

 企業間連携(標準化等)が可能な要素群

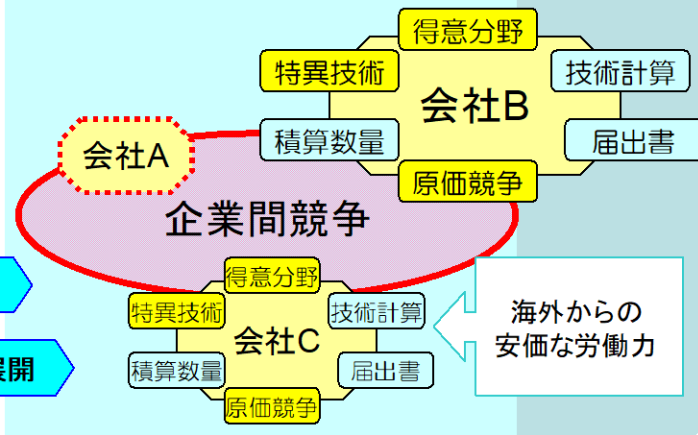
建築設備業界の市場



??

建築業界の市場の縮小

新規領域



今後は

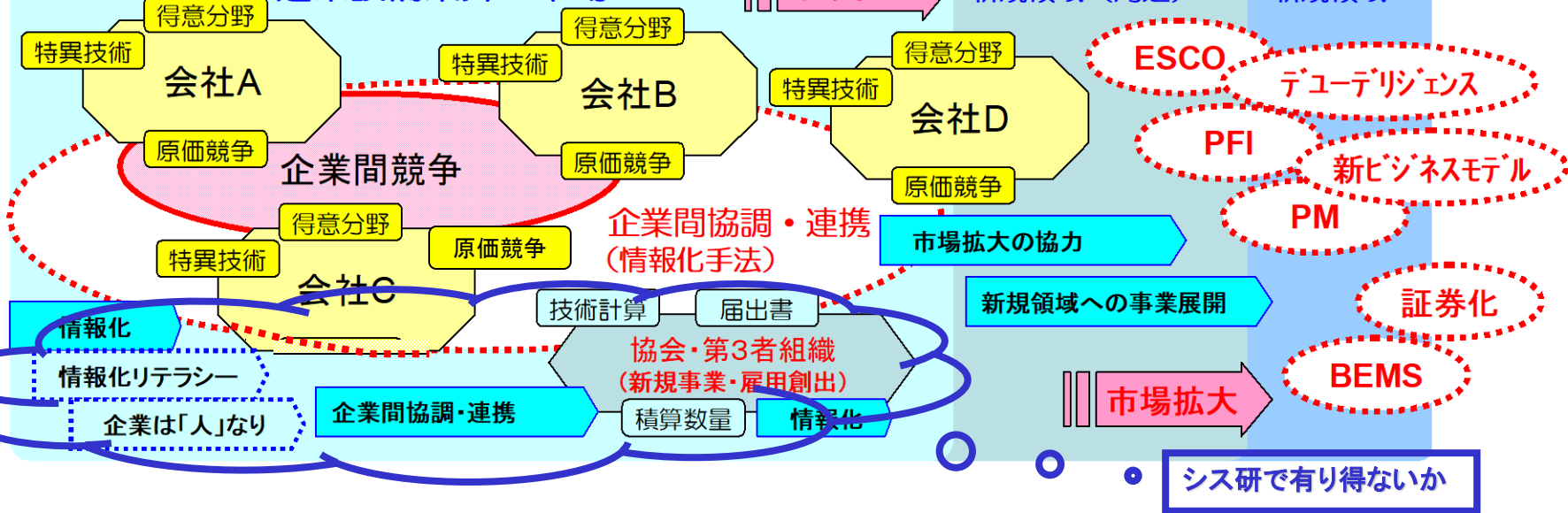
企業間連携・協調による合理化(情報化) 市場拡大努力&顧客満足

建築設備業界の市場

市場拡大

新規領域(周辺)

新規領域



第三W g が考える「ビジョン」に沿った具体的施策（案）

1. 業務ASP

- ・各社の現場業務を支援するプロジェクト単位で活用可能なASPの運営
- ・データ形式がそろわない場合（ビューアが全て存在する）
- ・グループウェア機能
- ・図面管理・定型文書・技術者教育・技術計算
「完成図書管理」と連動した、業務管理が可能。

2. 業務ASP 2

プロジェクト間の 受発注・出来高請求（誰でも発注者 & 受注者になれる）

3. 設備工事業ポータル

- ・データベース（会員利用） 施工要領書・技術資料
- ・業界ニュース・掲示板・求人広告・**成果物図書類の販売**
- ・電子納品、電子商取引、情報化の動向に関する講演
- ・電子データ（詳細図集）の販売
- ・「届け出書類フォーマット」提供サービス

4. 設備工事業者による「積算センター」運営

BQにてデータ提供する。各企業は単価・施工要領・その他ソフト面で差別化

5. CAD作図センター運営

施工図作図の技術講習会開催等

動 向

公益法人制度の基本的枠組みを含む新行政改革大綱が閣議決定
(04/12/24、行政改革推進事務局)

今回の閣議決定は、平成15年6月の「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」を受け

(1) 主 務 官 庁 に よ る 設 立 許 可 制 度 を 廃 止
現行の公益法人の設立に係る許可主義を改め、法人格の取得と公益性の判断

を分離することとし、公益性の有無に関わらず、準則主義（登記）により
簡便に設立できる一般的な非営利法人制度を創設する

(2) 21世紀の我が国の社会経済に相応しい透明性の高い新たな仕組み
を構築する

(3) 公益性の有無を判断する機構を設ける

(4) 新たな制度への移行を円滑に実施する

など、公益法人制度の基本的枠組みを示している。

これに基づき政府は今後 1 年間を掛けて具体的な検討を進め、所要の
法案を平成18年の通常国会に提出する方針